

監査措置公告第4号

平成25年12月25日付け25監第76号で提出した平成25年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に対し、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成25年度財政援助団体等の監査の結果に関する措置について

平成26年3月17日

東かがわ市監査委員 赤坂 末夫

東かがわ市監査委員 岡本 憲治

東かがわ市監査委員 楠田 敬

指定管理者「東かがわ市スポーツ財団」の監査結果に伴う改善報告について

平成25年度財政援助団体等の監査結果

(回答書)

一般財団法人 東かがわ市スポーツ財団

平成25年度財政援助団体等の監査結果
ア・会計・経理事務について

指摘事項	改善策
(7) 備品購入積立金について	<p>平成23年度及び平成24年度において、収支予算書では勘定科目「備品購入積立費用」がともに計上されていないが、決算報告書（正味財産増減計算書）によればその額が平成23年度では800,799円（平成23年度備品購入積立費用は減価償却累計額に10パーセントを乗じた額に相当）、平成24年度では2,353,870円（平成24年度備品購入積立費用は減価償却累計額に26.5パーセントを乗じた額に相当）となっている。評議委員会及び理事会では備品購入積立費用に充てた額、比率が決算報告され運用について是解を得ているといふことであるが、一定のルールに基づいて備品購入積立をするようにしたらどうか、考へる。当然、その算定した額が当初の収支予算書にも計上できるようになるのではないかと思う。貸借対照表では、固定負債として退職給付引当金と備品購入積立引当金が計上されているが、退職給付引当金は会計基準に従つて計上される引当金であり、一方の備品購入積立引当金は実際の備品購入が未執行であるがゆえ、見方によつては内部保留在な性格のものといえなくもない。こうした性質を有する備品購入積立は、当年度で収支決算の剰余金が生じたときには安易に当該費用に充当するおそれも考えられ、現行の当該費用の算定が必ずしも好ましいものとは言い難い。したがつて、備品購入積立については、当該費用の原資である指定管理委託料の支払者の市とスポーツ財團との間で備品購入積立に関する明確な運用基準の作成を検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計の先生に相談いたします。 <p>基本積立額は、減価償却累計額の10%とします。</p> <p>平成24年度の積立額に関しては、トレーニング機材の老朽化に伴い何点かの器材の購入を計画したもので、平成25年度に購入いたしました。</p> <p>今後は購入計画を作成し、市（教育委員会）と検討します。</p>

	<p>(イ) 固定資産台帳、備品購入積立内訳及び備品台帳について</p> <p>平成 24 年度決算報告書の備品購入積立内訳において、「引田スポーツセンター小計」及び「白鳥スポーツセンター 什器備品 小計」のそれぞれの当期償却額、償却累計額、期末帳簿価格及び改定帳簿価格の表示額が集計額と一致しないようなので確認をしていただきたい。また、固定資産台帳に登載している車両運搬具（公用車 ヴィッツ、マーチ及びウイングロード）、什器備品の一部（仮説トイレ（引田 PG）、フェンシング用品（審判器）及びディスクハンガー（大内））が備品台帳に記載されていないようなので点検をしていただきたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当期償却額、償却累計額、期末帳簿価格及び改定帳簿価格の表示額を訂正しました。 ・備品購入台帳の記入漏れについては点検し、完備いたしました。
	<p>(エ) 温水プールの回数券利用料金の会計処理について</p> <p>温水プール回数券（11 枚継り）の利用料金の値上げは、現行では販売時点での全額を収入に計上しているということであるが、勘定科目の前受収益として決算報告中で会計処理ができるのか、対応を検討していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計士に相談いたします。

イ・文書管理事務について

<p>(ア) 利用許可申請書について</p> <p>公園施設利用申請書（白鳥中央公園・とらまる公園）において、当該申請書の太枠内はスポーツ財団の受付職員の方で記入するようになっている。その「使用料」欄の金額訂正がされているものの受付職員の訂正印の押印が事務処理されていないものがあった。また、減免措置がされているにもかかわらず「減免の可否等」欄に半額減額されている旨の記載がないものがあった。スポーツ財団側で記入すべきところでは、訂正した場合には訂正印を押印し、後からみてわかるように記入漏れがない所定の必要事項には記入するようにしていただきたい。とらまる公園体育馆の受付事務処理がされた件について、平成24年度4月6日付けのスポーツ施設利用申請書で所定の公園施設利用許可申請書によらず、かつ、申請以前の利用日があるものがあつた。今後は、東かがわ市公園条例施行規則（平成15年度東かがわ市規則第106号）第9条の規定に基づき、あらかじめ申請するよう努めていただきたい。公園施設利用許可申請書または体育施設利用許可申請書において、一部の申請書では赤色ゴム印の押印により現金収入仕訳が記載され、利用料金が收受されたかどうかを赤色スタンプなどによって内訳を記載する方が望ましいと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">「使用料」欄の金額訂正については、受付職員が必ず訂正印を押印し、処理いたします。また、「減免措置」がされてものに関しては「減免の可否等」の欄に詳細の記載を行います。ご指導いただいたように、スポーツ財団側で記入すべきところで、訂正した場合には訂正印を押印し、後から見てわかるようにまた、記入漏れのないよう所定の必要事項の記入を行います。そして、現金収入仕訳を赤色スタンプによる記載を行います。
	<p>(イ) 備付け台帳等の記載について</p> <p>大内スポーツセンター収入集計表（現金；日計表）にレンタルのラケットの件数と金額が記載されているが、だれが使ったのかすぐに特定し難いので、個人ごとの利用明細が書かれてある共通利用申込台帳に、適時、その旨の受付欄に金額欄を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none">共通利用申込台帳の適用欄にレンタル等の記入をするよう徹底しました。また平成26年度より、トレーニング定期券購入者の受付欄に金額欄を設けます。

を記載するよう検討していただきたい。また、トレーニング定期券購入者の受付簿に、使用料の金額の記入欄があれば年間収入額の確認がし易いと思われる所以で、検討して頂きたい。

(ウ) 大内・白鳥・引田スポーツセンターの文書管理について
各スポーツセンターの利用許可申請書・利用許可証などの基本的な様式は、東かがわ市公園条例施行規則及び東かがわ市体育施設管理運営規則(平成15年東かがわ市教育委員会規則第23号)に規定されている。それ以外の文書式については、スポーツ財団では文書規程が定められているもの主には文書の分類と保存期間についてであり、特に文書式の定めはない。現状は、それぞれ三か所のスポーツセンターで業務日誌の文書の整備のし方や取扱い方が異なっている。当該規則の様式以外の文書については、各スポーツセンター間で相違がないようできるだけ統一した文書を調整するよう検討していただきたい。また、一つの文書が一名の職員だけによって作成・点検・確認されるのではなく、複数人によって内部検証が図れるようにすることは重要なことと考えるので、検討していただきたい。

・各センターの管理施設や料金体制が異なることから、統一に近づけてはおりますが困難なところもあります。
業務日誌の作成、点検、確認については1名の職員ではなく、複数人によってチェックできるよう改善いたします。

ウ 施設設備及び備品の維持管理について

(7) 施設の設備等の点検整備について

委託業務における業者の各種点検、職員による器具点検、始業点検については、日程を勤務表（予定表）に記入するようにした方がよいと思われる。「消防器具点検票（後期分）」においては防火管理者及び立会者の記入漏れが、また、「トレーニング器具点検票」においては日付の記入漏れがあつたので注意をしていただきたい。エアロバイクの始業点検表においては、「バッテリ不良」と記載されているが、「補修等履歴メモ」欄は空欄となつたので、補修等の結果を記載するようにしていただきたい。

(イ) 備品台帳の整備について

平成24年12月10日取得のランニングマシン及び同年12月14日取得のペーフェクトボディーの備品台帳の記載は、「品名」、「型番」及び「数量」の欄には記載があるものの「購入年月日」及び「金額」の欄は空白であった。他の備品についても共通にいえることであるが、備品台帳においては「型番」、「購入年月日」及び「金額」の欄が空白のものがあるので、わかる範囲で記入するようしていただきたい。また平成24年3月26日締結の東かがわ市体育施設引田飛翔体育館ほか15施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」とⅡ種（市が支払う委託料を充てて購入等をした備品等）及び備品Ⅲ種（スポーツ財団の費用により購入等をした備品等）が備品台帳と一緒に記載されているようだが、それぞれの種別がわかるようにしていただきたい。加えて、スポーツ財団の備品には、現物に備品表示がされていないようなので、市からの貸与備品との区別をするうえでも表示を検討していただきたい。

- ・記入漏れについて、注意をします。

・「型番」、「購入年月日」、及び「金額」について、可能な範囲記入します。

・備品Ⅰ種及びⅢ種を表示します。

- ・スポーツ財団の備品には表示を行います。

<p>(ウ) 施設の体育器具等の保守点検業務報告書について 「平成 24 年度白鳥、大内、引田スポーツセンター体育器具及び屋外遊具等保守点検業務報告書」が委託業者からスポーツ財団へ提出されているが、当該報告書は所管課である教育委員会事務局生涯学習課へ報告されておらず、その結果の良否についての措置（取替、修繕等）がとられていないようなので、今後は対応・処理するようにしていただきたい。</p> <p>(2) 教育委員会事務局生涯学習課に対する結果について</p> <p>ア 指定管理委託料の点検・精査について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度市で実施した公園施設の長寿命化計画において道具関係等は調査を行っており、順次市において取替えや修繕を行う計画である。 ・以後については、保守点検業務報告を生涯学習課へ行う。 <p>前述の(1)のアの「(7) 備品購入積立金について」に関して、基本協定書第 24 条第 3 項には「前項の規定にいかわらず、甲(市) 又は乙(スポーツ財団)は、指定期間中に委託料の算定の基礎とした諸要素が変動し、やむを得ない事由が生じた場合は相手方に対する通知をもって、委託料の額の変更を申し出ができるものとする」とあり、その次項(第 4 項)には「甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、委託料額の変更の要否及び変更金額等の必要な事項に関する協議に応じなければならない」とある。平成 24 年度協定書第 2 条第 2 項には、基本協定書第 24 条第 3 項と同様な規定が明記されている。これらの規定の趣旨からして、直接的に指定管理者の収支精算額をもつて指定管理料とする提案方ではないようであるが、平成 23 年度及び平成 24 年度スポーツ財団収支予算書によれば、当初はともに備品購入積立費用の計上はなかつたが、決算報告書ではそれぞれに費用が計上されている。このようなことも含めて、指定管理委託料の算定については、毎年、見直しを図る必要があるのだが、指定管理に係る当該施設の収入・支出金額については、適時、細部にまで渡つて十分な点検及び精査を行つて</p>
--	---

いただきたい。

イ 市からスポーツ財団への貸与備品について

市からスポーツ財団へ無償で貸与されている備品のうち、とらまる公園体
育館の備品については、東かがわ市物品管理規則（平成 15 年東かがわ市規
則第 33 号）第 16 条に規定する備品の標識が付されていないので、備品の標
示をしていただきたい。

(3) その他の事項について

市からスポーツ財団に対し 2 千万円の出資（スポーツ財団の基本財産の全部）
されることから、スポーツ財団定款、就業規則、評議員会の招集等について付する。

ア 定款について

スポーツ財団定款（以下「定款」という。）第 12 条第 3 項の規定中「評議
員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは」とあるが、その「第 9 条」
は「第 10 条」ではないのか確認していただきたい。また、定款第 21 条第 3
項の規定では「代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする」とあ
る。これ以降の条文にも業務執行理事についての規定が定められているが、
実際には選任されていない。現状から鑑みて当該規定の文言を検討されれば
どうかと思う。スポーツ財団就業規則について、第 8 条第 6 項の規定中「第 2
項で定める労働時間を勤務したものとみなす」とあるが、その「第 2 項」（始
業が午前 8 時 30 分、終業が午後 10 時）の用語の使用が適切かどうか、検討
されたらどうかと思う。

・標示するよう措置する。

・定款については、平成 25 年度第 4 回評議委員会にて提案
を行い、決議され、変更いたしました。

報告いたしました。

<p>イ 平成 23 年度決算報告中、「前年度」欄の退職給付費用に関する額について</p> <p>平成 23 年度決算報告書中、正味財産増減計算書において、「前年度」欄（ここでは平成 22 年度になる）の経常費用の事業費及び管理費の科目「退職給付費用」では、2,099,268 円と 120,831 円がそれぞれ計上されているが、内訳の「積立」、「退職金」欄は 0 円となっている。それぞれの額の表記の確認をする必要があると考える。</p>	<p>ウ 評議員会の招集について</p> <p>定款第 17 条第 1 項の規定では「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が召集する」とある。平成 25 年度第 2 回評議員会議事録によると平成 25 年 8 月 26 日午前 9 時から午前 9 時 15 分までの間に開催されている。この評議員会開催の決議は、同日の午後 7 時から午後 7 時 10 分までの間に開催されたと平成 25 年度第 3 回理事会議事録に記述されている。開催日時が前後逆になつており、事務局からの説明では「日程上の都合によるもので役員等にはお断りを申し上げた。」といふことであるが、今後は原則どおり規定に則つて招集するよう望む。</p>	<p>エ 退職給付について</p> <p>職員に対する退職金は、退職給付引当資産として預金通帳によってスボーツ財団独自で運用されているが、国の退職金制度等の活用を比較・検討されたらどうかと思う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・会計システム上の問題と確認できたので、システムの修正をおこないました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定に沿つた運営を行います。 ・規定に沿つた運営を行います。

オ 指定管理と自主事業との区別（預金通帳・出納関係帳簿等）について

基本協定書第24条5項の規定には、「乙（スポーツ財団）は、甲（市）から支払われた委託料を他の経費と区分して経理し関係書類を各事業年度終了後5年間保管しなければならない」と明記されている。また平成24年度の年度協定書第2条4項においても同様な規定が明記されている。スポーツ財団の自主事業として、引田温水プールでの水泳教室があるが、実際には区分して運用されてはいなかった。今後は、該当規定との整合性を検討していただきたい。

・市（教育委員会）と検討します。